

令和4年（行ウ）第383号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原告 [REDACTED]

被告 千代田区長

訴えの変更（被告変更）申立書

2023（令和5）年3月10日

東京地方裁判所民事2部Bd係御中

原告訴訟代理人弁護士 大 城 聡



同 福 田 隆 行



同 熊 澤 美 帆



同 久 道 瑛 未



第1 申立の趣旨

令和4年（行ウ）第383号事件にかかる訴えのうち、請求の趣旨第3項に係る訴えの被告を、

千代田区長

から、

千代田区環境まちづくり部道路公園課長谷田部継司
に変更する。

第2 申立の理由

被告から、令和4年12月23日付準備書面(1)32頁において「本件約款19条に基づく工事の中止措置というのも、本件工事契約が適法かつ有効であることを前提とするものである以上、当該措置の権限は、本件工事施行規程20条1項により、「工事主管課長」(本件では道路公園課長)に属することになる」ため、被告は権限を有しない旨の指摘がなされた。

したがって、請求の趣旨第3項に係る訴えにつき、被告変更の許可を申し立てる。

記

千代田区環境まちづくり部道路公園課長 谷田部 継司

〒102-8688

東京都千代田区九段南一丁目2番1号千代田区役所内

以上